

# 宮崎県農産物流通市場関係事業補助金交付要綱

平成21年4月1日 制定  
令和6年4月1日 最終改正  
農政水産部農業流通ブランド課

## (趣旨)

第1条 県は、安定した農産物の流通及び県産農水産物の輸出拡大を図るため、予算で定めるところにより、団体等（以下「補助対象者」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 補助対象者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

## (補助対象経費並びに補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

## (補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合（補助対象者が事業主体でない場合にあつては、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合）には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者（補助対象者が事業主体でない場合にあつては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分）については、この限りでない。

## (申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び別紙様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業主体の規約又は定款
- (2) 補助対象者が事業主体でない場合は、補助対象者の補助金の交付に関する規程
- (3) 施設又は機械（以下「施設等」という。）を取得する場合にあつては、以下の書類
  - ア 当該施設等の実施設計書又はカタログ
  - イ 見積書
- (4) 事業主体が法人においては、第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (5) 事業主体が法人においては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第4号）
- (6) 事業主体が法人においては、第2条第3号に係る誓約書（別記様式第5号）

(7) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定める期間を経過するまで、保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、事業計画書の経費の配分欄に掲げるそれぞれの経費区分の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更承認申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 施設又は機械（以下「施設等」という。）を取得する場合には、以下の書類
  - ア 出来高設計書又は契約書の写し等導入を証明する書類
  - イ 完成写真
  - ウ 施設等の管理運営に関する規定等

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象者が事業主体でない場合にあつては、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額）が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第3号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用期間に相当する期間とし、同項第2号及び第3項の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

(書類の提出部数及び様式)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県農産物流通市場関係事業補助金から適用する。

別表(第3条関係)

補 助 対 象		補助率又は 補助金額	補助対象者	採 択 要 件
事 業	経 費			
流通対策総合 推進事業	農産物の総合的な流通・販売対策の推進を図るため、補助対象者が流通強化対策を行う場合に要する流通対策の強化に向けた運営指導に係る経費	定 額	宮崎県経済農業協同組合連 合会	
みやざき輸出 産地ステップ アップ支援事 業	世界の食市場で稼ぐため、グローバル産地の拡大や輸出に挑む産地が、輸出ニーズに対応できる商品づくりや取引づくりを支援するために要する経費  1 輸出産地創出支援事業 産地や商社等をつなぐネットワークの場づくりや輸出のために生産者等が行う生産、流通の転換等スタートアップの支援に要する経費	定 額	みやざき『食と農』海外輸 出促進協議会、民間事業者 等	補助事業の実施により海外販路開拓の成果が見込めるものであること。
持続的な農の 物流構築事業	持続可能で効率的な農産物の輸送体制の構築を図るため、地域物流改革チームの設置や中長期計画の作成、物流効率化の体制整備等を支援するために要する経費  1 農の物流革新推進事業 地域物流チームの設置による物流改善の検討や中長期計画の策定、物流人材の育成、物流イノベーションの実証に要する経費  2 農の物流改革補助金 ①地域内横持ち輸送やパレット輸送等地域物流の効率化に要する経費 ②モーダルシフトに要する経費 ③物流効率化の機器整備に要する経費	定 額   定 額 ( 上 限 1,000 千円) 2 分の 1 以内 3 分の 1 以内	みやざき農の物流 DX 推進 協議会   民間事業者等	補助事業の実施により農産物の物流効率化が見込めるものであること。 なお、③物流効率化の機器整備に要する経費の補助対象者は、複数の拠点から荷物を集約して取り扱う荷主に限る。

別記

様式第1号（その1）（第5条、第11条関係）

年度流通対策総合推進事業計画（実績）書  
（流通強化対策）

1 事業の目的（実績）

2 事業の内容

区 分	内 容

3 経費の配分

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		県	その他	
流通強化対策	円	円	円	

4 事業完了（予定）年月日

様式第1号（その2）（第5条、第11条関係）

年度みやざき輸出産地ステップアップ支援事業計画（実績）書  
（輸出産地創出支援事業）

1 事業概要

2 事業の目的

3 事業の内容

（1）背景と課題：輸出先国の状況

輸出先国	品目	対応が必要なマーケットニーズや輸出規制等	備考

（2）輸出目標（実績）

輸出先国	品目	目標	備考
		現状値（○年度）量及び金額 目標値（○年度）量及び金額 ※目標値は事業実施年度から5年以内で設定	

（3）事業実施計画（実績）

輸出先国	品目	実施内容	備考

4 事業の目標（達成すべき成果）

5 経費の配分

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		県	その他	
	円	円	円	
合 計				

6 事業完了（予定）年月日

様式第1号（その3）（第5条、第11条関係）

年度持続的な農の物流構築事業計画（実績）書  
（農の物流革新推進事業）

1 事業の目的（実績）

2 事業主体の概要

- (1) 組織名
- (2) 代表者名
- (3) 所在地
- (4) 構成員（事業協議会の場合）

3 事業の内容

(1) 現状・課題

区分	品目	輸送ルート・規模	現状・課題

※区分には別表経費の欄に掲げる推進事業の区分を記載すること。

(2) 実証計画（実績）

課題	実施時期	取組内容

※課題ごとの実証内容を記載すること。

※実績書には取組内容に係る画像（任意様式）を添付すること。

(3) 検討会、調査・分析等の実施計画（実績）

時期	取組内容

4 経費の配分

区分	事業費	負担区分		備考
		県	その他	
		円	円	
計				

5 事業完了（予定）年月日

様式第1号（その4）（第5条、第11条関係）

年度持続的な農の物流構築事業計画（実績）書  
（農の物流改革補助金）

1 事業の目的（実績）

2 事業主体の概要

- (1) 組織名
- (2) 代表者名
- (3) 所在地
- (4) 構成員（事業協議会の場合）

3 事業の内容

(1) 事業を実施する物流拠点等

施設名・場所	取扱品目・規模	連携者 (運送事業者等)	物流効率化に係る計画及び改善効果

(2) 整備計画（実績）※物流効率化の機器整備のみ記載

整備時期	装置・施設等 (名称、規格、構造、能力、規模等)	事業費	備考
		円	

4 経費の配分

区 分	事業費	負担区分		備考
		県	その他	
		円	円	
計				
消費税				
合計				

5 事業完了（予定）年月日

様式第2号（第5条、第11条関係）

収 支 予 算 （ 決 算 ） 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算 額)	前年度予算額 (本年度予算 額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県 補 助 金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算 額)	前年度予算額 (本年度予算 額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
合 計					

注) 決算の際には、積算の根拠を添付すること

宮崎県知事 殿

住所  
氏名（法人にあつてはその名称  
及び代表者の氏名）

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け により交付決定通知のあつた〇〇〇事業補助金について、宮崎県農産物  
流通市場関係事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額<br>（年 月 日付け による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額                          | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                                     | 金 | 円 |

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、令和 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

様式第5号（第2条、第5条関係）

誓約書

第 年 月 日 号

宮崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所  
ふりがな  
氏 名  
生年月日 年 月 日（性別）

私は、○○年度宮崎県農産物流通市場関係事業補助金の交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己及び当該事業の実施主体の構成員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、次の各号に掲げる者が、運営に実質的に関与している法人又は団体ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者